

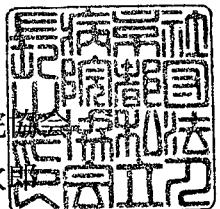
私病協発21-446  
京療協発21-016  
平成21年10月21日

社団法人日本医師会  
会長 唐澤 祥人 様

社団法人京都私立病院

会長 真鍋克次  
京都療養病床協会

会長 清水



### 介護療養型医療施設の廃止に関する要望書

清秋の候、貴職におかれましては日夜ご活躍の段改めてお礼申し上げます。

さて、9月29日付のメディファクスによりますと、9月26日の九州医師会連合会・介護保険対策協議会において、貴会より介護療養病床廃止の撤廃は、法改正を伴うため難しい可能性があるとの見解が示されました。そして介護療養病床が医療療養病床に転換しても経営が成り立つような診療報酬体系を2010年度の改定に向けて引き続き求めていくと発言されたとのことでした。これは、日本医師会が介護療養病床の廃止はやむを得ないと判断していると誤解されかねません。

療養病床の削減については、ご承知の通り、これまで療養病床が果たしてきた社会的な役割や実績が検証されず、多くの問題点と国民、患者、医療関係者の不安を残したまま拙速に進められています。厚生労働省は、医療必要度の低い高齢者の入院是正と医療費削減を療養病床削減の目的としていますが、療養病床の削減は、重度の疾患や障害で継続した入院医療が必要な高齢者を多く切り捨てるに他なりません。また、その経済効果についても明らかではありません。

京都療養病床協会が06年6月と10月に京都府内の療養病床を有する全医療機関と患者家族にアンケートを実施したところ、約74%の患者が「24時間体制又は連日の医師、看護職員による監視、管理が必要」という結果となりました。また、患者家族の90%以上が「在宅での介護は不可能」とし、療養病床の存続を望んでいることが明らかとなりました。「今後が不安」、「受け皿がなく、行き場がなくなる」という切実な声も多数寄せられました。06年12月に突如として介護療養型医療施設の廃止が検討され、わずか1月余の議論で廃止が決定的になったという審議過程から見ても、国民軽視の拙速な議論で決められたことは言うまでもありません。

厚生労働省は療養病床から介護療養型老人保健施設等への転換策を進めていますが、要介護度が高く、いつ容体が急変するか分からぬ患者を老健も含めた他の介護

施設で受け入れるのは困難です。療養病床では医師が24時間365日の体制で配置されますが、医師の配置が必須である介護老人保健施設でさえ、医師は通常1名の配置でよく、休日や夜間は医師が不在となり、とても患者が安心できる体制ではありません。介護療養型老人保健施設は看護職員の配置のみを介護療養型医療施設と同じ水準にしただけの施設であり、転換して今までの医療や介護の質を維持するのは極めて困難です。このままでは医療必要度、要介護度ともに低い患者しか施設に入所できず、重症の患者が行き場を失うことになります。介護療養型老人保健施設に転換して看取りができる体制を取れる筈もなく、病状が急変して他の救急病院で治療を受ければ、かえって医療費の増加に繋がります。

療養病床を有する病院は、国の政策誘導で居室面積や廊下幅の拡張など療養環境の充実のために莫大な設備投資をしており、まだ借り入れを抱えているところは多く、とても老人保健施設等に転換する余裕はありません。介護療養型老人保健施設の介護報酬も未だ低い水準に設定されています。また、国の朝令暮改の政策や先行きが不透明な状況下でとても転換先を決めるることはできません。

特に京都府は全国で唯一、介護療養病床の数が医療療養病床を上回っており、介護療養病床が廃止された場合の府民への影響は計り知れません。介護療養型医療施設は救急医療・急性期医療後の受け皿としての機能や診療所の後方支援施設としての役割も果たしております。医療療養病床では、現在の医療区分1の診療報酬は経営が成り立たない設定になっております。医療区分2や3は、ごく限られた疾患・状態や医療処置が必要な患者であり、それ以外の患者は一律に医療の必要性が低いと判断されます。介護療養病床では医療区分ではなく、医師による医学的判断と要介護度で入院を判断するため、医療区分に当てはめた場合、相当数が医療区分1に該当すると考えられます。介護療養型医療施設が廃止され、介護療養病床が医療療養病床に転換すれば、医療区分1に該当する患者の行き場がなくなり、多くの医療難民・介護難民が出ることになります。従って、医療区分1であるために入院ができない患者の受け皿として、医療も介護も提供できる介護療養病床は必要あります。それ故、当協会は介護療養型医療施設の廃止の方針が示された時から断固反対の立場を貫いており、廃止の撤回を訴える国民会議の開催や国への要望、療養病床問題を考える国会議員の会での意見・提言活動を粘り強く行ってまいりました。

介護療養病床廃止の撤廃のためにどうしても法律改正が必要ならば、貴会としても民主党をはじめとする連立政権に対して、撤廃に向けた法律改正を強く求めて頂くよう希望します。

日本の医療・介護制度について大きな影響力を持つ貴会のご発言は非常に重く、今後も介護療養病床の存続に向けてご活躍下さるよう要望いたします。

以上